

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(連合会の地区の承認)

第十条の六 法第七十九条第一項ただし書の規定により財務大臣の承認を受けようとする者は、別紙様式第十一による申請書を、財務大臣に提出しなければならない。

(公正な取引の基準の実施)

第十一条 財務大臣は、法第八十六条の三に規定するもののほか、同条の規定により定める公正な取引の基準の目的その他当該公正な取引の基準の実施に関し必要な事項を定めることができる。

(酒類販売管理者の選任)

第十一条の八 法第八十六条の九第一項の規定による酒類販売管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに選任すること。

二 酒類販売管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、速やかに選任すること。

三 酒類小売業者に引き続き六月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者(酒類小売業者と生計を一にする親族を含む。)のうちから選任すること。ただし、酒類小売業者(法人であるときは、その役員)がその販売場において酒類の販売業務に従事するときは、自ら酒類販売管理者となることを妨げない。

四 他の販売場において酒類販売管理者に選任されていない者を選任すること。

五 過去三年以内に法第八十六条の九第一項又は第六項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修(以下「酒類販売管理研修」という。)を受けた者を選任すること。

(連合会の地区の承認)

第十一条 法第七十九条第一項但書の規定により財務大臣の承認を受けようとする者は、別紙様式第十一による申請書を、財務大臣に提出しなければならない。

(酒類販売管理者の選任)

第十一条の八 同上

一 その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに選任すること。ただし、酒類卸売業者以外の酒類販売業者は、その販売場において酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業務免許(同項に規定する販売業務免許をいう。)を受けた後遅滞なく選任すること。

二 酒類販売管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から一月以内に選任すること。

三 同上

四 同上

(法第八十六条の九第一項の財務省令で定める法令)

第十一条の九 法第八十六条の九第一項に規定する財務省令で定める法令は、次のとおりとする。

一 酒税法

二 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

五 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）

七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

八 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）

九 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）

(酒類販売管理研修の受講)

第十一条の十 酒類販売管理研修を受けさせようとする者は、別紙様式第十一の五による受講申込書を法第八十六条の九第一項の規定により指定を受けたもの（以下「研修実施団体」という。）に提出しなければならない。

2 研修実施団体は、酒類販売管理研修を受講した者に対して、別紙様式第十一の六による研修受講証を交付しなければならない。

(酒類販売管理研修の指定の申請)

第十一条の十一 法第八十六条の九第一項の規定により指定を受けようとするもの（以下「申請団体」という。）は、別紙様式第十一の七による申請書を、財務大臣に提出しなければならない。

(酒類販売管理者の届出)

第十一条の九 法第八十六条の九第四項の規定により酒類販売管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、販売場ごとに、別紙様式第十一の五による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。

(酒類販売管理研修の受講)

第十一条の十 法第八十六条の九第五項の規定により酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）を受けさせようとする者は、別紙様式第十一の六による受講申込書を同項の規定により指定を受けたもの（以下「研修実施団体」という。）に提出しなければならない。

2 研修実施団体は、酒類販売管理研修を受講した者に対して、別紙様式第十一の七による研修受講証を交付しなければならない。

(酒類販売管理研修の指定の申請)

第十一条の十一 法第八十六条の九第五項の規定により指定を受けようとするもの（以下「申請団体」という。）は、別紙様式第十一の八による申請書を、財務大臣に提出しなければならない。

(指定の基準)

第十一条の十二 法第八十六条の九第一項の規定による指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められるものについて行う。

- 一 申請団体が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 酒税法第十条第一号、第四号又は第六号から第七号の二までのいずれかに該当するもの
 - ロ 次条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの
- 二 申請団体が酒類製造業者又は酒類販売業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であつて、酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものであること。
- 三 酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なものであること。
- 四 受講手数料が適当と認められる額であること。
- 五 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

(指定の取消し)

第十一条の十三 財務大臣は、研修実施団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他の不正の行為により指定を受けた場合
- 二 前条各号(第一号ロを除く。)のいずれかに適合しなくなった場合
- 三 正当な理由なく一年間酒類販売管理研修を実施しなかつた場合

(指定の取消しの申請手続)

第十一条の十四 研修実施団体が、酒類販売管理研修を廃止しようとするときは、別紙様式第十一の八による申請書を、財務大臣に提出することにより研修実施団体の指定の取消しを申請しなければならない。

(指定等の公表)

第十一条の十五 財務大臣は、法第八十六条の九第一項の規定による指定又は前二条の規定による指定の取消しを行ったときは、当該指定又は指定の取消しに係る研修実施団体の名称及び所在地並びに当該指定又は指定の取消しを行った日を公表しなければならない。

(指定の基準)

第十一条の十二 法第八十六条の九第五項の規定による指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められるものについて行う。

- 一 同上
- イ 同上
- ロ 第十一条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの
- 二 申請団体が酒類製造業者又は酒類販売業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であつて、研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものであること。
- 三 研修の実施に関する計画が適切なものであること。
- 四 同上
- 五 同上

(指定の取消し)

第十一条の十三 同上

- 一 同上
- 二 同上
- 三 正当な理由なく一年間研修を実施しなかつた場合

(指定の取消しの申請手続)

第十一条の十四 研修実施団体が、酒類販売管理研修を廃止しようとするときは、別紙様式第十一の九による申請書を、財務大臣に提出することにより研修実施団体の指定の取消しを申請しなければならない。

(指定等の公表)

第十一条の十五 財務大臣は、法第八十六条の九第五項の規定による指定又は前二条の規定による指定の取消しを行ったときは、当該指定又は指定の取消しに係る研修実施団体の名称及び所在地並びに当該指定又は指定の取消しを行った日を公表しなければならない。

(酒類販売管理者の届出)

第十一条の十六 法第八十六条の九第四項の規定により酒類販売管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、販売場ごとに、別紙様式第十一の九による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。

(法第八十六条の九第六項の財務省令で定める期間)

第十一条の十七 法第八十六条の九第六項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受けた日から起算して三年を超えない期間とする。

(標識の掲示)

第十一条の十八 法第八十六条の九第九項の規定により掲げる標識は、同条第一項の規定により酒類販売管理者を選任した後速やかに、当該酒類販売管理者の氏名及び次項に規定する事項を記載した標識をその販売場の公衆の見やすい場所に掲示する方法(当該酒類小売業者が通信販売(不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、インターネットその他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う商品の販売をいう。)をしようとするときは、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法)により行わなければならない。

2 法第八十六条の九第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 販売場の名称及び所在地
- 二 酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受けた年月日及び当該酒類販売管理研修の実施団体名
- 三 酒類小売業者が酒類販売管理者に受けさせなければならない次回の酒類販売管理研修の期限

(報告)

第十一条の十九 財務大臣は、酒類販売管理者による適正な販売業務の確保を図るために必要な限度において、酒類小売業者に対し、酒類販売管理者が行う法第八十六条の九第一項の助言又は指導に関し必要な報告を求めることができる。

2 財務大臣は、酒類販売管理研修の適正な運営の確保を図るために必要な

(報告)

第十一条の十六 同上

2 同上

限度において、研修実施団体に対し、その酒類販売管理研修に関し必要な報告を求めることができる。

(經由機関等)

第十八条 この省令の規定により財務大臣に提出する申請書、届出書、提出

書、異動書、報告書及びこれらの添付書類は、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる機関を經由して提出しなければならない。

一 酒類業組合（酒類製造業者又は酒類販売業者が直接又は間接に構成する団体で酒類業組合でないものを含む。以下この項において同じ。）
酒類業組合以外の申請団体若しくは研修実施団体（以下この条において「申請団体等」という。）で次号又は第三号に規定するもの以外のも
又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者については、当該酒類業組合の
主たる事務所の所在地若しくは当該申請団体等の所在地又は当該酒類製
造業者若しくは酒類販売業者の住所地（第十一条の三、第十一条の六及
び第十一条の六に規定する届出書並びに第十一条の七に規定する申請
書については、当該酒類製造業者若しくは酒類販売業者の住所地又は製
造場若しくは販売場の所在地）の所轄税務署長。ただし、酒類業組合の
主たる事務所の所在地が当該酒類業組合の地区外にあるときは、当該酒
類業組合の地区の所轄税務署長

二 連合会若しくは一の都道府県の区域若しくは一の都道府県の区域より
も広い区域をその地区とする酒類業組合（次号に規定するものを除く。

）又は一の税務署の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者に
酒類販売管理者の選任が見込まれる者を含む。次号において同じ。）に
酒類販売管理研修を実施しようとする申請団体等（次号に規定するもの
を除く。）については、当該連合会若しくは酒類業組合の主たる事務所
の所在地又は当該申請団体等の所在地の所轄国税局長。ただし、連合会
若しくは酒類業組合の主たる事務所の所在地又は当該申請団体等の所在
地が当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、当該連合会又は
酒類業組合の地区の所轄国税局長

三 中央会若しくは一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする
酒類業組合又は一の国税局の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売
管理者に酒類販売管理研修を実施しようとする申請団体等については、
国税庁長官

(經由機関等)

第十八条 同 上

一 酒類業組合（酒類製造業者又は酒類販売業者が直接又は間接に構成す
る団体で酒類業組合でないものを含む。以下この項において同じ。）
酒類業組合以外の申請団体若しくは研修実施団体（以下この条において
「申請団体等」という。）で次号又は第三号に規定するもの以外のも
又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者については、当該酒類業組合の
主たる事務所の所在地若しくは当該申請団体等の所在地又は当該酒類製
造業者若しくは酒類販売業者の住所地（第十一条の三、第十一条の六又
は第十一条の九に規定する届出書及び第十一条の七に規定する申請書に
ついては、当該酒類製造業者若しくは酒類販売業者の住所地又は製造場
若しくは販売場の所在地）の所轄税務署長。ただし、酒類業組合の主
たる事務所の所在地が当該酒類業組合の地区外にあるときは、当該酒類
業組合の地区の所轄税務署長

二 連合会若しくは一の都道府県の区域若しくは一の都道府県の区域より
も広い区域をその地区とする酒類業組合（次号に規定するものを除く。

）又は一の税務署の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者に
研修を実施しようとする申請団体等（次号に規定するものを除く。）に
ついては、当該連合会若しくは酒類業組合の主たる事務所の所在地又は
当該申請団体等の所在地の所轄国税局長。ただし、連合会若しくは酒類
業組合の主たる事務所の所在地又は当該申請団体等の所在地が当該連合
会又は酒類業組合の地区外にあるときは、当該連合会又は酒類業組合の
地区の所轄国税局長

三 中央会若しくは一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする
酒類業組合又は一の国税局の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売
管理者に研修を実施しようとする申請団体等については、国税庁長官

2 第十六条の規定により前項第一号に該当する酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提出しなればならない。

(権限の委任)

第二十条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づく財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるもの以外のものは、国税庁長官に委任する。

- 一 法第四十三条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による協定の設定又は変更の認可
 - 二 法第四十五条（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による協定の変更命令又は認可の取消し
 - 三 法第八十四条第一項から第三項までの規定による酒税保全のための勸告又は命令
 - 四 法第八十五条の規定による国税審議会への諮問
 - 五 法第八十六条の規定による基準販売価格の設定、変更及び廃止
 - 六 法第九十条の規定による解散命令（中央会及び全国を地区とする酒類業組合に対するものに限る。）
 - 七 法第九十四条第一項の規定により同項に規定する認可又は勧告若しくは命令について公正取引委員会に協議すること。
 - 八 法第九十四条第二項の規定により公正取引委員会の財務大臣に対する処分の請求を受けること。
- 2 国税庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、その一部を国税局長又は税関長に委任することができる。
- 3 国税局長は、前項の規定により委任された権限のうち、その一部を税務署長に委任することができる。

2 同上

(権限の委任)

第二十条 同上

- 一 同上
 - 二 法第四十五条（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による協定の変更命令又は認可の取消し
 - 三 同上
 - 四 同上
 - 五 同上
 - 六 同上
 - 七 法第九十四条の規定により公正取引委員会に協議し、又はその財務大臣に対する処分の請求を受けること。
- 2 同上
- 3 同上

別紙様式第11

平成 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

印

酒造組合連合会 (酒販組合連合会) 特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第79条第1項ただし書の規定により、下記のとおり当連合会の地区を特別の区域とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の名称
 - 2 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の所在地
 - 3 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の地区
 - 4 酒造組合連合会については、その会員たる酒造組合の組合員の製造し又は移出する酒類の品目
 - 5 酒販組合連合会については、その会員たる酒販組合の組合員の業態
 - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第11

平成 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

印

酒造組合連合会 (酒販組合連合会) 特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第79条第1項但書の規定により、下記のとおり当連合会の地区を特別の区域とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の名称
 - 2 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の所在地
 - 3 酒造組合連合 (酒販組合連合会) の地区
 - 4 酒造組合連合会については、その会員たる酒造組合の組合員の製造し又は移出する酒類の種類及び品目
 - 5 酒販組合連合会については、その会員たる酒販組合の組合員の業態
 - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第11の5

平成 年 月 日

財務大臣 殿

住所

届出者

氏名 (名称) _____ 印

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、

下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理者の役職名
- 4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日
- 5 酒類販売管理研修の受講 (予定) 年月日及び受講 (予定) 団体名
- 6 雇用期間
- 7 従事させる業務内容
- 8 解任の理由

(備考)

- 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載する。
- 2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しない。
- 3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しない。
- 4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあつては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができる。

別紙様式第11の5

平成 年 月 日

研修実施団体代表者 殿

住所

申込者

氏名 (名称)

印

酒類販売管理研修受講申込書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の10の規定により、下記の者に酒類販売管理研修を受講させたいので、申し込みます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 受講者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理研修の受講希望年月日及び受講希望場所
- 4 酒類販売管理研修の最終受講年月日及び研修実施団体の名称
(備考) 4に掲げる事項は、定期酒類販売管理研修である場合にのみ記載する。

別紙様式第11の6

平成 年 月 日

研修実施団体代表者 殿

住所

申込者

氏名 (名称)

印

酒類販売管理研修受講申込書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の10の規定により、下記の者に酒類販売管理研修を受講させたいので、申し込みます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理研修の受講希望日及び受講希望場所

別紙様式第11の6

酒類販売管理研修受講証

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項(第6項)に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
 - 2 受講者の氏名
 - 3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所
- 平成 年 月 日

研修実施団体代表者

印

別紙様式第11の7

酒類販売管理研修受講証

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
 - 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
 - 3 酒類販売管理研修の受講日及び受講場所
- 平成 年 月 日

研修実施団体代表者

印

別紙様式第11の7

平成 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

印

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

1 次の事項を記載した書類

- (1) 研修を開始しようとする年月日
 - (2) 研修対象者及び研修対象者とする区域
 - (3) 講師の氏名、住所及び略歴
 - (4) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項
 - (5) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
 - (6) 研修の実施に関する事項の公表方法
 - (7) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - (8) その他研修に関し必要な事項
- 2 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録
 - 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(備考) 2から5に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができる。

別紙様式第11の8

平成 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

印

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

1 次の事項を記載した書類

- (1) 研修を開始しようとする年月日
 - (2) 研修対象者及び研修対象者とする区域
 - (3) 講師の氏名、住所及び略歴
 - (4) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項
 - (5) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
 - (6) 研修の実施に関する事項の公表方法
 - (7) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - (8) その他研修に関し必要な事項
- 2 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録
 - 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(備考) 2から5に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができる。

別紙様式第11の8

平成 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

印

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の14の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止の理由

別紙様式第11の9

平成 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

印

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の14の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止の理由

別紙様式第11の9

平成 年 月 日

財務大臣 殿

住所

届出者

氏名 (名称) 印

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、

下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理者の役職名
- 4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日
- 5 酒類販売管理研修の受講年月日、受講場所及び研修実施団体の名称
- 6 雇用期間
- 7 従事させる業務内容
- 8 解任の理由

(備考)

- 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載する。
- 2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しない。
- 3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しない。
- 4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあつては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十七号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(酒類販売管理研修に係る経過措置)

第二条 改正法附則第五条第一項により酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下この条において「法」という。）第八十六条の九第一項の規定による酒類販売管理者として選任された者となされる者が、改正法第二条の規定による改正前の法第八十六条の九第五項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修（次条において「旧酒類販売管理研修」という。）を最後に受けた日から三年を経過するときは、酒類小売業者（法第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者をいう。次条において同じ。）は、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）から六月以内に改正法第二条の規定による改正後の法（次条において「新法」という。）第八十六条の九第六項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせなければならない。

(標識の掲示に係る経過措置)

第三条 酒類小売業者が新法第八十六条の九第九項の規定により標識を掲げる場合において、改正法附則第五条第一項の規定により選任されたものとみなされた酒類販売管理者が施行日前に旧酒類販売管理研修を受けていないときは、施行日から当該酒類販売管理者が新法第八十六条の九第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日までの間における同条第九項に規定する財務省令で定める事項は、この省令による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（附則第五条において「新規則」という。）第十一条の十八第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事項とする。

(経過措置に関する権限の委任)

第四条 改正法附則第五条第三項及び第四項に規定する財務大臣の権限は、

国税庁長官に委任する。

(様式に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(第三項において「旧規則」という。)(別紙様式第十一の五から第十一の九までの各様式(次項において「旧別紙様式」という。))は、それぞれ、新規別紙様式第十一の五から第十一の九までの各様式とみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧別紙様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 旧規則別紙様式第十七による検査票は、当分の間、新規規則別紙様式第十七による検査票とみなす。
